

中央環境審議会 土壤農薬部会農薬小委員会第 6 回
議事要旨（案）

1. 日 時 平成 19 年 9 月 25 日（火） 13:30～16:45
2. 場 所 環境省第 1 会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------|-------|-------|--|
| 委員長 | 森田 昌敏 | | |
| 臨時委員 | 上路 雅子 | 亀若 誠 | |
| | 白石 寛明 | 中杉 修身 | |
| | 細見 正明 | 眞柄 泰基 | |
| | 山本 廣基 | | |
| 専門委員 | 安藤 正典 | 井上 達 | |
| | 中村 幸二 | 根岸 寛光 | |
| | 花井 正博 | | |

4. 議 題

- (1) 食品衛生法に基づく魚介類への残留基準の設定に対応した水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改定について
- (2) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準に関する安全性評価及び基準値設定の方針について
- (3) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について
- (4) その他

5. 議 事

- 審議の公開については、中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針に基づき、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合に該当しないことから、公開で行われた。
- 報告（案）「食品衛生法に基づく魚介類への残留基準の設定に対応した水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改定について」に関して、事務局より説明が行われ、審議の結果、原案のとおり了承された。
- 水質汚濁に係る農薬登録保留基準に関する安全性評価及び基準値設定の方針（案）に関して、事務局より説明が行われ、審議の結果、原案のとおり了承された。
- 諮問事項「農薬取締法第 3 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について」に関して審議が行われた。
水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定について、4 農薬（イミダクロプリド、メタアルデヒド、ピラクロニル、ペノキススラム）について審議の結果、基準値（案）が了承された。
なお、4 農薬のうち、1 農薬は基準値が変更され、3 農薬は新たに基準値が設定されたものである。
- その他、農薬登録失効に伴う登録保留基準の削除について、農薬環境管理室関連の平成 20 年度概算要求重点事項、リーフレット「農薬飛散による被害の発生を防ぐために」、埋設農薬調査・掘削等マニュアルについて、事務局から報告が行われた。